

都政発第 84 号
平成 21 年 3 月 25 日

市民活動推進委員会委員長
渡 辺 讓 様

都留市長 小 林 義 光

都留市市民活動推進条例第16条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

<諮問事項>

都留市自治基本条例制定に伴う協働のまちづくりの推進について

(以上)

諮問の趣旨について

平成 21 年 4 月から都留市自治基本条例が施行され、本市のまちづくりの最高規範となります。

都留市自治基本条例の制定を契機に、本市における更なる協働のまちづくりを推進するための指針となるよう、下記検討項目を掲げて諮問するものとします。

記

(1) 市民活動に対する支援制度の見直し

本市には、市民グループ等による政策提言の活動を支援する市民委員会制度や、特色ある自治会づくりを支援する制度があります。この制度の趣旨が、市の政策等に活かされているかなどを含め、現に何が必要なのかを検証する必要があります。

(2) 自治基本条例の見直し

自治基本条例(以下「基本条例」という。)第 38 条では、「市は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、・・・見直し等の必要な措置を講じるものとします。」と規定しています。この見直し等に当たっては、市民参画を基本とし、基本条例第 29 条の規定する「意見聴取制度」の方法により、市民から意見を求めたうえで、この条例の内容を検討し、必要があるときは見直し等の必要な措置を講じることとされていることから、その意見の聴取方法について検討する必要があります。

(3) 市民活動推進条例の見直し

市民活動推進委員会(都留市市民活動推進条例に規定)は、基本条例第 36 条にいう「別に条例で定める」ものであることから、これに即した市民活動推進条例となるよう見直しが必要です。

(4) 地域協働のまちづくりに関する評価について

地域協働のまちづくりについて、基本条例に位置づけられることから、その目的や運営についての評価が必要です。この評価方法について検討する必要があります。

(5) 地域協働のまちづくりの運営方法について

基本条例には、「地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市民に開かれたものとし、各主体と連携しながら・・・」と規定していることから、各主体の連携のための仕組みや、そのための(各主体の)体制づくりの方法について検討する必要があります。

(6) 基本条例に定める基本原則について

基本条例では、市民の「参加」と、市民、議会、行政による「協働」、そして、参加と協働の前提となる「情報共有」を自治の基本原則としていることから、各主体の参加と協働の手法や、市民等が情報を得ることができる環境づくりを検討する必要があります。